明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○住居表示を実施した件（総務一九三）　一
○ノクム道路建機センター機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四九）　六
○森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五〇）　七
○淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五一）　七
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五二）　八
○ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二五三）　八
○消除予定添加物名簿を作成する件（厚生労働二一五）　八
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九七）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（中部地方整備局七九）　九

〔国会事項〕　九

法務省

〔人事異動〕　九

〔皇室事項〕　九

官庁事項

〔官庁報告〕　九

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）　九
国家試験

平成二十二年建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　一〇

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項

裁判所　一二
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二
地方公共団体　三〇
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

告示

○総務省告示第百九十三号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成二十二年五月十八日

総務大臣　原口　一博

一　団体名　愛知県蒲郡市
二　実施期日　平成二十年四月一日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
栄町　栄町の一部

一　団体名　広島県広島市
二　実施期日　平成二十年四月十一日
三　実施区域
安佐南区の一部
町　名　住居表示実施前の町名等
山本新町四丁目　山本町の一部
山本新町五丁目　山本町の一部

一　団体名　和歌山県田辺市
二　実施期日　平成二十年四月二十一日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
上の山二丁目　元町の一部

一　団体名　広島県広島市
二　実施期日　平成二十年五月十九日
三　実施区域
安佐南区の一部
町　名　住居表示実施前の町名等
伴南五丁目　沼田町の一部、佐伯区五日市町の一部

一　団体名　広島県広島市
二　実施期日　平成二十年五月二十二日
三　実施区域
佐伯区の一部
町　名　住居表示実施前の町名等
海老園三丁目　海老園三丁目の一部